

別記様式第47号（第103条関係）

		※ 受 理 年 月 日				※ 受 理 番 号	
<p>深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第33条第1項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公安委員会殿</p> <p style="text-align: right;">届出者の氏名又は名称及び住所</p>							
(ふりがな)							
氏名又は名称							
住 所		〒 () () 局 番					
(ふりがな)							
法人にあつては、その代表者の氏名							
(ふりがな)							
営業所の名称							
営業所の所在地		〒 () () 局 番					
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造						
	建物内の営業所の位置						
	客室数	室	営業所の床面積			m ²	
	客室の総床面積	m ²	各客室の床面積	m ²	m ²		
	照明設備						
	音響設備						
	防音設備						
	その他						

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）別を記載すること。
- 3 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 4 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 5 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 6 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 7 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 8 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第48号（第103条関係）

営 業 の 方 法	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営 業 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒 類 の 提 供	提供する酒類の種類及び提供の方法
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊 興 の 内 容
	時 間 帯 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

備考

- 1 「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。